

5 - 20 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置

5 - 20 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、連結状態における制動性能に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)から(6)までの基準に適合しなければならない。（保安基準第13条関係、細目告示第172条第1項関係）

(2) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、5 - 15 - 2 - 1 (3) の基準及び次の基準に適合しなければならない。（細目告示第172条第2項関係）

5 - 15又は5 - 16の自動車に牽引される場合にあつては、5 - 15 - 2 - 2 (2) の基準

5 - 18の自動車に牽引される場合にあつては、5 - 18 - 2 - 2 (2) の基準

(3) 5 - 19 - 2 - 2 (3) 及び に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで5 - 15 - 2 - 1 (3) 及び5 - 18 - 2 - 1 (3) の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。（細目告示第172条第3項関係）

(4) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置（被牽引自動車の制動装置であつて当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車と接近することにより作用する構造であるもの（以下「慣性制動装置」という。）を除く。）は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車（セミトレーラを除く。）で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車との連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。（細目告示第172条第4項）

(5) 牽引自動車（最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度25km/h以下の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車とを連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。（細目告示第172条第5項関係）

5 - 15又は5 - 16の自動車に牽引される場合にあつては、5 - 15 - 2 - 2 (2) の基準

5 - 17の自動車に牽引される場合にあつては、5 - 18 - 2 - 2 (2) の基準

5 - 18の自動車に牽引される場合にあつては、5 - 18 - 2 - 2 (2) の基準

(6) 5 - 16の自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車であつて、又は のいずれかに該当するものにあつては、主制動装置を省略することができる。（細目告示第172条第8項関係）

連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置が細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙1の2.1.2.に定める基準及び5 - 15 - 2 - 1 (3) の基準に適合するもの

牽引自動車の車両重量の2分の1を当該被牽引自動車の車両総重量が超えないもの

5 - 20 - 2 欠番

5 - 20 - 3 欠番

5 - 20 - 4 適用関係の整理

4 - 20 - 4 の規定を適用する。